

## 第76回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会 社 の 体 制 及 び 方 針  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社イトーヨーギョー

## 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり整備し、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めます。また、必要に応じて見直しを行い、実効性のある体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社のすべての取締役及び使用人は、企業理念及び社是に基づいた行動を行い、法令・社会規範を遵守するとともに、「取締役会規程」その他関連規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築に努めております。
- ② 当社は監査役制度を採用し、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、「監査役会規程」に基づき、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行っております。
- ③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するためのコンプライアンス体制の基礎として、当社代表取締役社長を議長とする「コンプライアンス推進チーム」及び「クロス・ファンクショナル・チーム」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社の取締役及び使用人への啓蒙・教育を行っております。
- ④ 内部監査部門として、業務執行ラインから独立した当社代表取締役社長直轄の監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び「取締役会規程」の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。
- ② 各部署の業務遂行に伴って「職務権限規程」に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
- ③ 管理部を主管部署として秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとしております。
- ④ 「文書管理規程」、「情報システム及び情報セキュリティ管理規程」等を定め、これに基づき情報を保管・管理するものとし、管理水準の向上を図っております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等を整備し、取締役及び使用人の権限と責任を明確に定めるとともに、これに基づくリスク管理体制を構築することにより、リスクの発生率低減を図るとともに、リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、万一発生したリスクの会社に与える被害の最小化に努めております。
- ② 当社において、全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、当社代表取締役社長を本部長とした管理本部を管理責任部門として任命し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築するとともに、その責任のもと、リスク管理マニュアルを策定する等の具体的対策に努め、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行っております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を設置し、「取締役会規程」に基づき、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。また、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行しております。
  - ② 当社は、効率的で機動的な経営を行うための基礎として、原則として取締役会を月1回開催するほか、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び使用人に権限を委譲しております。
  - ③ 取締役会は、中期経営計画及び各年度の予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題及びその実施計画を立案・実行し、その進捗状況の管理を行っております。
  - ④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、責任と権限を明確に定めるとともに、効率的に執行できる体制としております。
  - ⑤ 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進しております。
  - ⑥ 当社は、取締役及び執行役員等で構成する「情報ブリーフィング」を定期的開催し、業務執行上の重要課題について報告を行っております。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要がある場合、又は監査役から要請がある場合には、当社代表取締役社長と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査業務に必要な事項を命令することができます。また、必要に応じて管理部に所属する者も職務の補助にあたるものとしております。

- ② 選任期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとしております。当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査役と事前に協議を行い、承認を得た上で決定するものとしております。
  - ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先するものとしております。
- (6) 当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人等は、「監査役会規程」に基づき、監査役から業務の執行状況について報告を要請された場合、迅速に報告及び情報提供を行っております。
  - ② 当社の取締役及び使用人等は、当社の経営に重大な影響を及ぼす又はそのおそれのある法令、定款違反などの事実を発見した場合、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が発生したときは、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、上記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。
  - ③ 当社監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人等に対し、不正な目的で通報を行った場合を除き、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人等に周知徹底しております。
  - ④ 当社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、稟議書、契約書等の業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要があると認められるときは、当社の取締役及び使用人等に説明を求めるとともに意見を述べております。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行っております。
  - ② 監査役は、代表取締役社長、内部監査人及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとし、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用しております。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(9) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- ① 当社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築しております。
- ② すべての取締役及び使用人は、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に取り込み、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととしております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は書面決議を除き10回開催しました。その他、監査役会は10回開催いたしました。また、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、企業防衛対策協議会の定例会議にも参加しております。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を行うとともに、当社代表取締役社長、及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見を交換し、各事業所を視察する等の情報交換を図っております。
- ③ 監査室は、「監査計画書」や「J-SOX基本方針書」に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で臨み、取引関係その他の一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求を受けた場合への解決を図る体制を整えております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金	
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金		
当 期 首 残 高	500,000	249,075	61,400	179,720	1,920,000	651,354	2,812,474
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△47,762	△47,762
当 期 純 利 益						349,034	349,034
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△2,908		2,908	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計				△2,908		304,180	301,271
当 期 末 残 高	500,000	249,075	61,400	176,811	1,920,000	955,534	3,113,746

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△253,893	3,307,656	76,694	76,694	3,384,350
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△47,762			△47,762
当 期 純 利 益		349,034			349,034
自 己 株 式 の 取 得	△31	△31			△31
自 己 株 式 の 処 分	140	140			140
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			10,576	10,576	10,576
当 期 変 動 額 合 計	109	301,380	10,576	10,576	311,957
当 期 末 残 高	△253,784	3,609,036	87,270	87,270	3,696,307

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ① 商品・製品・原材料

総平均法

##### ② 未成工事支出金

個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年 機械及び装置 9年～13年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

##### ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

##### ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額から中小企業退職金共済制度による退職金の支給見込額を控除した額、及び当事業年度末における株式給付規定に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

商品または製品の販売に係る収益は、主に仕入売りまたは製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で充足されると判断し、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。ただし、国内取引においては商品または製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。なお、建築設備部の売上について、一定の期間にわたり充足される履行義務は、金額的重要性が乏しい工事契約を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識し、金額的重要性が乏しい工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、当事業年度において、進捗率に応じて計上した収益は竣工済みのものを除き、45,605千円となっております。

## 5. 重要な会計上の見積り

繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
繰延税金資産	70,444	161,238

(注) 繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づく課税所得の見積りにより、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、経営環境に著しい変化が生じるなどにより将来の課税所得の見積額が変動した場合には繰延税金資産が減額され、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社は、「コンクリート関連事業」を中心に「建築設備機器関連事業」、「不動産関連事業」の事業活動を展開しております。「コンクリート関連事業」は、道路関連製品・バイコン製品を中心に製造販売、「建築設備機器関連事業」は、空調・給排水設備を中心とする建築設備機器の販売・施工・メンテナンス、「不動産関連事業」は、賃貸用マンション・オフィスビル等の賃貸を行っております。

また、各事業の売上高は2,023,167千円、1,262,937千円、116,444千円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産の残高等

当事業年度における当社において顧客との契約から生じた債権、契約資産の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「完成工事未収入金」に含めております。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,284,665	1,121,025
契約資産	204,083	50,165

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、顧客との契約から生じた債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において129,440千円であります。当履行義務は、建築設備機器関連事業における建築設備機器の販売・施工に関するものであり、期末日後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(追加情報)

(株式給付型E S O P制度について)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型E S O P」（以下「本制度」という）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度38百万円、243千株、当事業年度37百万円、242千株

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	281,948千円
土	地	566,111 〃
	計	<u>848,059千円</u>

(注) 上記、建物・土地に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は908,000千円であります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	450,000千円
1年内返済予定長期借入金	56,844 〃
長期借入金	279,138 〃
計	<u>785,982千円</u>

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	3,200,608千円
--------	-------------

3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権 (※)	1,121,025千円
契約資産 (※)	50,165千円

(※) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、貸借対照表のうち受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金に含まれております。

(損益計算書に関する注記)

1. 資産除去債務戻入益

特別利益に計上している「資産除去債務戻入益」は、兵庫県丹波篠山市の土地建物を売却したことに伴い、アスベスト建材の除去費用の発生に備えて計上しておりました資産除去債務を戻し入れたことによるものであります。

2. 事業構造改善引当金戻入額

特別利益に計上している「事業構造改善引当金戻入額」は、前事業年度において事業構造改善の一環として、当社製造所の稼働停止に伴い見込まれる費用に備えるため、合理的な見積額を計上しました事業構造改善引当金を、当事業年度において、見積額と確定額の差額等を戻し入れたことによるものであります。

3. 売上高のうち、顧客との契約から生じた収益の額 3,286,104千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,568,000	—	—	3,568,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	627,603	56	900	626,759

(注) 1 当社は、2011年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、2011年12月16日付で株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式を250,000株取得しております。なお、2025年3月31日現在において信託口が所有する当社株式242,900株を自己株式に含めて記載しております。

2 (変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 56株  
信託が保有する当社株式交付に伴う減少 900株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	47,762	15	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金3,657千円を含んでおります。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63,682	20	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する配当金4,858千円を含んでおります。

4. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首 243,800株 当期末 242,900株

(2) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

3,657千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年9ヶ月後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理本部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別に行替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお、当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2か月分相当に維持すること、また、金融機関からの資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券（※2）	139,045	139,045	—
(2) 破産更生債権等	36,327		
貸倒引当金（※3）	△36,327		
	—	—	—
資産計	139,045	139,045	—
長期借入金（※4）	335,982	335,982	—
負債計	335,982	335,982	—

（※1）「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「工事未払金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2025年3月31日
非上場株式	0

（※3）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※4）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	830,450	—	—	—
受取手形	166,010	—	—	—
電子記録債権	224,480	—	—	—
売掛金	330,903	—	—	—
完成工事未収入金	449,797	—	—	—
合計	2,001,641	—	—	—

(※) 破産更生債権等36,327千円については償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	56,844	47,664	47,664	47,664	47,664	88,482

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	139,045	—	—	139,045
資産計	139,045	—	—	139,045

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	335,982	—	335,982
負債計	—	335,982	—	335,982

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

時価の算定方法は取引所の価額によっているため、レベル1の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、担保及び保証による回収見込額等と国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要でないためレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、変動金利で調達しており市場金利を短期間で反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県、岡山県、東京都及び京都府において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用店舗等を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における 時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
遊休地	338,125	—	338,125	460,690
オフィスビル	279,210	△2,547	276,663	225,162
商業施設	14,558	△431	14,126	84,000
住宅	807,463	△12,775	794,688	804,000
賃貸店舗	628,500	△6,573	621,927	550,387
合計	2,067,859	△22,327	2,045,531	2,001,675

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加 修繕工事 3,779千円

減少 減価償却費 26,107千円

3. 当事業年度の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書等に基づく金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、69,556千円であります。なお、賃貸損益は売上高、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	27,519千円
未払事業税	7,428千円
賞与引当金	22,612千円
棚卸資産評価損	6,088千円
退職給付引当金	53,702千円
貸倒引当金	11,432千円
固定資産減損損失	106,572千円
投資有価証券評価損	21,829千円
資産除去債務	19,744千円
その他	4,250千円
繰延税金資産小計	<u>281,181千円</u>
評価性引当額	<u>△119,943千円</u>
繰延税金資産合計	<u>161,238千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△77,886千円
その他有価証券評価差額金	△9,745千円
アスベスト除去費用	△79千円
繰延税金負債合計	<u>△87,711千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>73,526千円</u>

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (千円)	関連当事者 との関係	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	畑中 浩	—	当社代表 取締役会長CEO	被所有 直接1.98	不動産賃貸 借契約に関 する連帯被 保証	12,658	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は東京支社の賃貸借契約について、代表取締役会長CEO畑中浩の連帯保証を受けております。
2. 取引金額は東京支社の年間賃借料を記載しており、消費税等は含みません。
3. 当社は当該連帯保証に対して、保証料の支払い及び担保の提供は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,256円72銭  
1株当たり当期純利益 118円67銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

期末の当該自己株式の数 242,900株 期中平均の当該自己株式の数 243,047株

## (重要な後発事象に関する注記)

### (自己株式の処分)

当社は2025年4月15日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、イトーヨーギョー従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式処分を行うことについて決議しました。

#### 1. 処分の概要

##### (1) 処分期日

2025年7月29日

##### (2) 処分する株式の種類及び数

当社普通株式 31,250株（注）

##### (3) 処分価額

1株につき597円

##### (4) 処分総額

18,656,250円（注）

##### (5) 処分方法

第三者割当ての方法による（イトーヨーギョー従業員持株会 31,250株）

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である、本持株会の会員資格のある当社の従業員125名に対して、一律に当社普通株式250株を譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出した最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会への入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の本持株会の加入者数に応じて確定する見込みであります。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、本持株会の会員資格のある当社の従業員のうち、本制度に同意する者（以下、「対象従業員」という。）に対し、福利厚生を増進策ならびに譲渡制限付株式の取得機会を提供することにより財産形成の一助とすることに加えて、対象従業員が当社株式を所有することにより経営参画意識を高めることを目的としています。

## (その他の注記)

記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。